

日本放射線研究連合規約

1. 本連合は、日本放射線研究連合(Japanese Association for Radiation Research; JARR)と称する。
2. 本連合は、International Association for Radiation Research; IARRに加盟し、その活動に参加する。
3. 本連合は、放射線科学領域の学術団体・個人の連携・連合を図り、我国に於ける放射線科学研究の発展をめざすとともに、若手研究者の育成、国際会議の誘致・運営および社会への還元を行う。
4. 本連合は、放射線研究に係る学術団体の会員のうち、本連合の趣旨に賛同し、所定の会費を納める会員をもって組織する。
5. 本連合会員の会費はIARRの会費および本連合の事務費等を含む。
6. 本連合は次の役員をおく。
会長1名 副会長2名 庶務幹事1名 監事2名 幹事若干名
イ) 会長は本連合を代表し、会務を統轄する。会長は幹事間の互選によって決定する。
ロ) 副会長、庶務幹事、監事は会長が幹事会にはかって決定する。
ハ) 副会長は、会長を補佐し、会長事故の際は代行する。庶務幹事は庶務および会計を行う。
監事は会計監査を1年度毎行う。
ニ) 幹事の任期はInternational Congress of Radiation Research; ICRR終了後、年内に次期幹事を決定し、役員を選出する。任期は4年後の次々期役員選出時までとする。
ホ) 幹事は関連学術団体の推薦による。
ヘ) 幹事会は IARR 総会・評議員会への国内代表を選考する。

付則

1. 本連合の事務局を庶務幹事の所属機関に置く。
2. 本連合の活動・収支決算等は関係学会誌・ニュース・ホームページ等を通じて会員に報告する。
3. 本連合の会費は平成14年の会計年度より一人当たり年間500円とする。本連合に所属する学術団体からの会費についても一人当たり年間500円とする。ただし、連続2年以上の会費を納入しないものは退会者とみなす。
4. 本規約は昭和 51 年 9 月 1 日から、これを施行する。
平成 16 年 4 月 1 日より改正する。
平成 19 年 12 月 22 日から改正する。